明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令（二〇四）　四
○消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇五）　五
○消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二〇六）　六
○都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇七）　七
○都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇八）　八
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇九）　一〇
○関税法施行令の一部を改正する政令（二一〇）　一二
○玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（二一一）　一八
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一二）　一九
○外国為替令等の一部を改正する政令（二一三）　二〇
○消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令（二一四）　二一
○消費者庁組織令（二一五）　二二
○消費者委員会令（二一六）　二三
○消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二一七）　二四
○不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（二一八）　二五
○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令（二一九）　二六
○消費者安全法施行令（二二〇）　二七

〔規　則〕

○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**六）　三〇

〔告　示〕

○日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生に関する件（**外務**四三五）　三一
○日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定第十条に基づく日本国政府とスイス連邦政府との間の実施取極の署名に関する件（**同**四三六）　三二
○アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受について関税定率法第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定された件（**財務**二七九）　三四

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）
（総務省）

1　市町村の消防事務又は行政事務に従事した者に係る市町村の消防長の資格要件を緩和することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇五号）（総務省）

消防法の一部を改正する法律（平成二一年法律第三四号）の施行期日を平成二一年一〇月三〇日とすることとした。

◇消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二〇六号）（総務省）

1　消防法の一部を改正する法律（平成二一年法律第三四号）の施行に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、平成二一年一〇月三〇日から施行することとした。

◇都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇七号）（国土交通省）

1　都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二一年一〇月一日とすることとした。

2　同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二一年九月一日とすることとした。
